



事務センターだより

第6号 R4.9. 22

文責 庶務グループ：歌野・中山



○諸手当現況調査

各校の事務職員より7月下旬に資料を配付し、8月の夏休み期間を利用しご提出いただきました。先生方ご協力ありがとうございました。ただ今、各校で点検をし、書類の不備がある先生方へは最終のご連絡をしているところです。

諸手当現況調査は、認定後から変更がないかどうか確認をするために毎年度行っている調査です。

諸手当の認定後に届出内容が変更になり、受給資格を喪失することがありますが**本人がすみやかに変更の届出をしなかった等の理由で、過去に遡及して手当の返納が生じる事例が毎年多く発生**しています。特に**扶養手当**については、**令和3年度の返納件数が全体の約40%を超え、返納額も多額となる場合が多いです。**

諸手当現況調査について、煩わしいと思われる先生も少なからずいらっしゃるかと思います。各校の事務職員は、諸手当現況調査について、変更点がないか適正に調査を実施し、特に問題なければほっと胸をなでおろし、仮に返納額がでても早期に発見することで最小限にとどめられるよう努めています。

先生方におかれましては、諸手当現況調査時だけでなく、**日頃からもご自身が受給している諸手当について、手当を受給しているという意識を強くもち、現在の届出内容の状況から変更がありましたら、速やかに各校の事務職員へ報告をお願いいたします。**



○10月1日より地方公務員共済組合制度の適用が拡大されます。

令和4年10月1日から「地方公務員等共済組合法(地共済法)」の改正により、地方公務員共済組合制度の組合員の適用範囲が拡大され、**条件を満たす非常勤職員等**に対し、**共済組合の「短期給付」及び「福祉事業」のみが適用**される**短期組合員**となることになりました。また、**臨時的任用職員(常勤講師等)**については、これまで任用期間にかかわらず公立学校共済組合の短期給付、福祉事業及び長期給付(年金)が適用されていましたが、**10月からは、2か月を超えて任用が見込まれる場合には、短期給付福祉事業のみの適用となり、年金に関しては厚生年金(日本年金機構所管)の加入手続きを行うこと**になります。対象の方には、任用形態毎に手続きが異なりますので、詳細を含め個別にお知らせいたします。この内容については、今月先生方に配付されている『共済フォーラム 9 No.719』、『福利くまもと No.164』等でも記載されています。

その他にも10月からは『育児休業の掛金免除要件』・『地方公務員育休法の改正』もあります。これらについても記載がありますので、ぜひご一読ください！



○もうすぐ予算要求があります！

来年度はまだまだ先のことに感じますが、予算編成作業がもうすぐ始まります。学年や教科、校務分掌(部活動や備品点検時のことなど)を基に、消耗品や備品の要望はもちろん、実施したい(してみたい)事業等があれば考えておいてください。各学校の事務職員が設定している要望期限までに要望をお願いいたします。